



平成21年4月10日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道道州制特別区域提案検討委員会
会長 井上久志

道州制特別区域基本方針の変更に係る国への新たな提案について（答申）

本委員会は、平成19年7月30日付け地権第116号により北海道知事から諮問を受け、道民の皆様から頂いた提案等について、道州制特区推進法及び道州制特区推進条例の理念である「地域主権の推進」や「北海道の自立的発展」を踏まえ、これまで審議を重ねてきたところです。

その結果、本委員会としては、別添のとおり、「地方自治・地域再生」、「地域医療」及び「健康づくり産業」に関する5項目について、国が定めた現行の道州制特別区域基本方針の変更を国に提案することが適当と認め、これを答申いたします。

なお、今回の答申も、これまでと同様、道民の皆様身近な道政課題について、道州制特区をご理解頂きたいとの視点に立って、国に提案すべきものとして審議を重ねてきたものであり、今後とも、道民の皆様からの提案等について更に検討を重ね、今後の答申につなげていきたいと考えております。

第4回答申

[地方自治・地域再生]

答申1 「条例による法令の上書き権」の創設

答申2 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

答申3 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の
拡大

[地域医療]

答申4 過疎地等における病院と診療所の連携に係る
特例措置

[健康づくり産業]

答申5 健康食品に関する北海道独自の表示基準の
創設

平成21年4月10日

北海道道州制特別区域提案検討委員会

「条例による法令の上書き権」の創設

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 道州制のもとでは、道州が制度の企画立案権限も含めた立法面での権限移譲を国から受け、地域自らの発想で地域の特性に応じた施策を条例に基づいて展開することが期待される。 しかしながら、現状では国が法令により自治体の事務について詳細に規定しており、また、条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができることとされていることから、自治体が条例で独自の定めをする余地は限られている
--------	--

課 題	<ul style="list-style-type: none"> 条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができるという基本原則と整合性をとりつつ、自治体の事務についての条例の制定範囲を拡大し、地域の特性を反映できるようにするための立法措置が必要である。 条例の制定範囲を拡大するよう個別の法令を改正する方法は、これまでの道州制特区の提案や第2期地方分権改革の勧告でも取り組まれてきたが、これをさらに一歩進め、条例による法令の上書きを可能とする法制化を特定広域団体について行うことが道州制に向けたモデル的取り組みとして有益である。
--------	--

目指すすがた

条例による法令の上書きを可能とする根拠規定の法制化

地方自治法第2条第2項の事務が上書きの対象(地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの)

地域の特性に応じて当該法令を施行するために上書きするものであること

個別の法律において上書きを禁じる規定が置かれた場合は、上書きはできない

道州制特区推進法により指定される特定広域団体が、条例により法令を上書きすることを可能とする根拠規定を地方自治法に創設する。

(上書き＝法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めること。)

道州制に向けた自治立法権の強化、地域の特性に応じた施策の展開

国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

現
状

- ・地方分権改革推進委員会の第2次勧告において国の出先機関の統廃合が打ち出された。
- ・これは道が平成16年に提案した「二段階統合論」と基本的方向は一致しているが、国の出先機関の統廃合と同時並行でこれらの機関から道への権限移譲を進めることが必要。

課
題

- ・道から市町村への権限移譲においては、道は市町村に対し権限移譲に伴う財源についてもあらかじめリストとして示し、移譲を求めるかどうか判断してもらっているところ。
- ・これに対し、国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案については、道は財源等について検証できないまま移譲を求めている状況。

〔 なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、国に公開を求めることができるのは「行政文書」に限られ、新たな資料の作成を求めることはできない。 〕

目指すすがた

国の出先機関に関する予算・人員等の情報開示

道から市町村への権限移譲 (特例条例)	国から道への権限移譲 (道州制特区)
<p>権限に伴う財源の額や人員体制に係る情報を予め市町村に公開</p> <p>↓</p> <p>市町村はそれを検証し、必要な権限を要望</p>	<p>権限に伴う財源の額や人員体制に係る情報の開示がないまま道が提案</p>

国から道への権限移譲の際も、国はあらかじめ財源など必要な情報を開示し、道において検証ができるようにする。

道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、道(特定広域団体)が事前に財源や人員などがわかった上で、移譲を求めることができるよう、国が特定広域団体に対して情報開示を行うことを道州制特区基本方針の中に明記する。

特定広域団体が提案を検討する際に必要な国の情報の開示を保障

郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、地方公共団体は指定した郵便局において、次の6つの証明書交付事務を取り扱わせることができる。 戸籍の謄本・抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書、住民票の写し及び住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 過疎化と高齢化が進むなかで、役場から距離のある集落でのサービスの充実が課題となっている。 また、地方公共団体の財政状況や人員体制が厳しくなるなかで、地域の郵便局を効率的に活用する方策が求められている。 現在、郵便局への委託事務は上記の6つに限られており、地域の状況に応じ、範囲の拡大が求められる。

目指すすがた

郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

○地方公共団体が郵便局に委託できる証明書等交付事務

- ・戸籍の謄本・抄本等
- ・納税証明書
- ・外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- ・住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・印鑑登録証明書

○委託できる事務に北海道が条例で定める事務を追加

(想定される交付事務等)

- ・固定資産評価証明書
- ・課税証明書
- ・軽自動車納税証明書
- ・身分証明書

等

対象範囲は市町村、郵便局と協議のうえ、地域の実情にあわせて定める

過疎地域等における行政窓口サービスの利便性向上、小規模自治体等の行政効率化への支援、対象範囲の地域による主体的な決定

過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

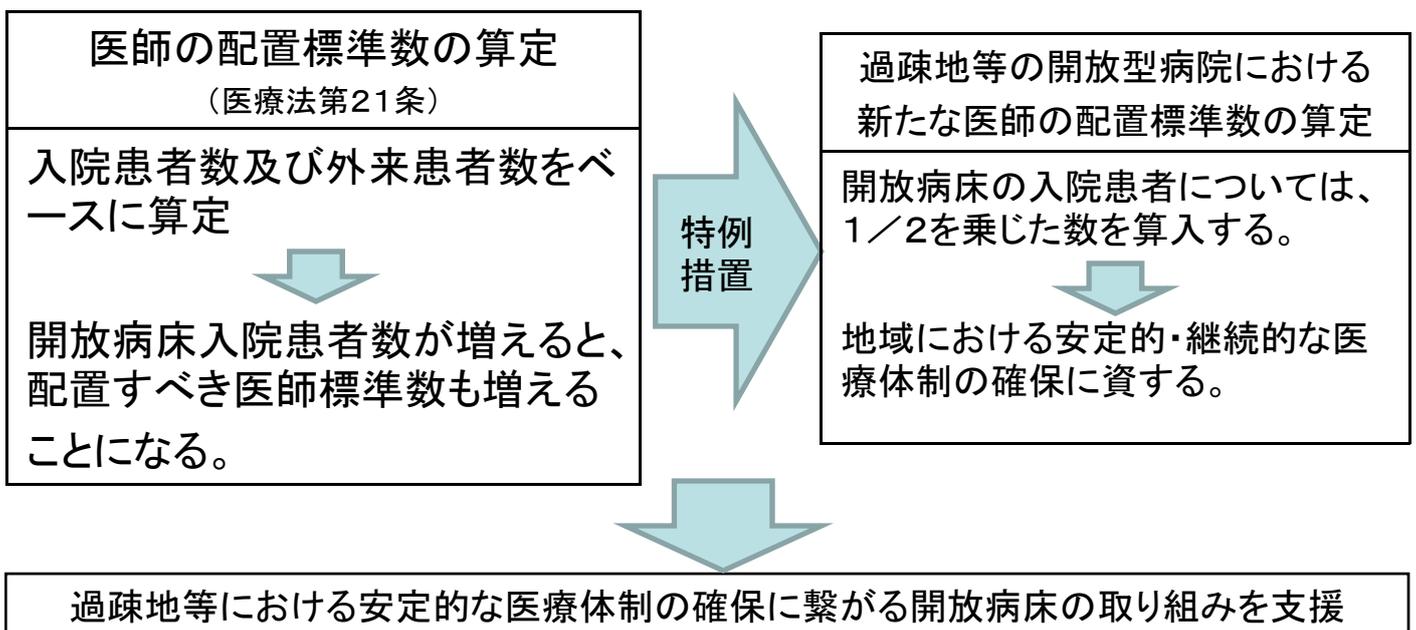
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院のベッドの一部を地域の診療所の医師に開放する「開放病床」は、病院と診療所の機能分担・相互連携、いわゆる「病診連携」の一環として取り組まれている。 ・ 地域の診療所の医師は、患者が開放病床に入院した後も、病院を訪問し、病院の医師と協力して検査・治療に当たるほか、患者の退院後も引き続き診療所の医師が診療を行うことができ、入院前から入院中、退院後まで一貫した治療を行うことができる。 ・ また、無床診療所であっても入院設備や高度医療機器が整備された病院と実質的に同様の治療が可能となるなど、開放病床は地域にとって安定的・継続的な医療体制の確保に大きな役割を果たしている。
--------	---



課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に基づく病院における医師の配置標準数は入院患者数等をベースに定められているが、開放病床の入院患者数に関しては精神、療養病床にあるような患者数の特例がない。 ・ 医師の配置標準数を満たさない場合は、改善指導等を受けるほか、診療報酬の一定割合が削減されるペナルティー措置が講じられる場合もある。 ・ 病院としては、開放病床の患者受け入れが増えれば医師の標準配置数も増えることに繋がり、医師不足などの地域医療を取り巻く環境は厳しさが増している中で、開放病床を積極的に進めることが難しい状況にある。
--------	--

目指すすがた

過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

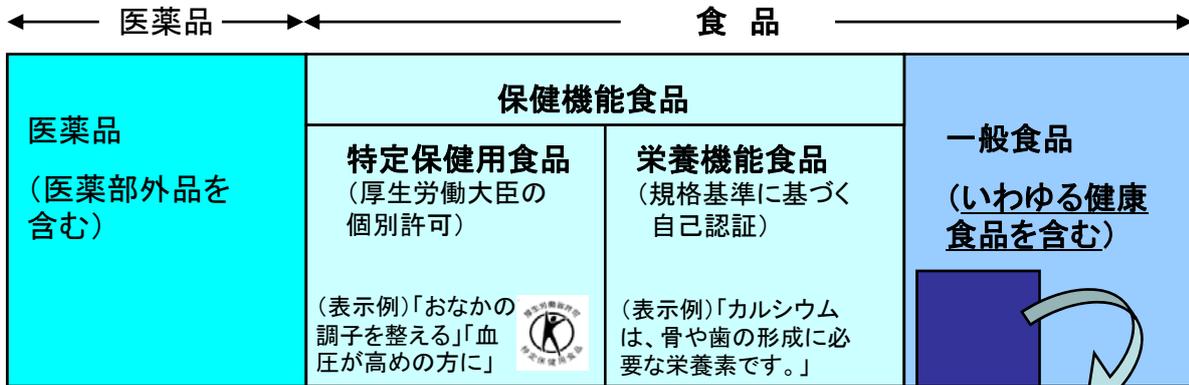


健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒトの健康や身体能力などに好ましい影響を与えるいわゆる健康食品について、道内では、豊富な農林水産資源を活用した、研究開発や製品化が活発である。 ・ 健康食品の利用に関する3万人調査によると、回答者の8割がいわゆる「健康食品」を利用した経験があると回答しており、健康食品が広く消費者に浸透していることが分かるが、一方で、利用者の4割が「期待していた効果なし」と回答しており、正確な食品の有用性情報が不足していることも分かる。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品は、健康増進法に規定する特定保健用食品(トクホ)等を除き、ヒトの健康への影響等含有成分の機能性を表示することができない。 ・ 食品に機能性を表示できるトクホの許可を得ることができるのは、コストや研究体制の面から、大企業が中心となっている。(道内では、1社のみ) ・ 道内企業は、消費者に商品の機能性に関する有用性情報を提供できず販路拡大に苦慮している。 ・ 消費者がいわゆる「健康食品」を購入する際、マスメディアや口コミなどからでは、求めている情報が必ずしも適切に入手できないこともあり、購入者はトクホ製品以外の有用性情報がない中、暗中模索状態で「健康食品」を選択している。

目指すすがた

一般食品の有用性情報の店頭表示(商品への印刷等による表示は含まない)を可能とする表示基準の創設ができるよう、健康増進法第26条、同法施行規則第11条に条文を追加



有用性情報

北海道が主産地となっている農水産物やそれらを原料とした道内製造製品について、公的医療機関等における臨床試験において科学的根拠が認められた情報

※有用性を審査するため、道は医学、栄養学等の学識経験者で構成する独自審査機関を設置する
 ※安全性確保は、平成21年6月に開始(予定)の食品の安全性に関する第三者認証制度を活用する

《期待される効果》

地域で責任を持ち地域産健康食品の有用性情報を地域に提供することにより、地産地消による道民の健康づくりが推進されるとともに、関連研究開発や製品化の活発化により地域産業が活性化する